

日本籍船舶における無線設備の検査に関する事項

改正規則等

無線設備規則

無線設備規則検査要領

改正事項

日本籍船舶における無線設備の検査に関する事項

改正理由

- (1) 日本籍船舶のうち、国際航海に従事しない船舶、航路を制限される船舶等においては、従来からその航行形態に応じて、当該船舶の検査や無線設備の施設等に様々な取扱いが行われている。

このため、上記船舶に対する要件を国土交通省の取扱いを参考に関連規則に取り入れた。

- (2) 本会規則において、無線設備の保守の実施方法を記載した無線設備の保守実施要領については、本会の承認が必要となる旨規定している。当該承認要領について、国土交通省における取扱いが明確になったことから、今般、当該取扱いに整合させるよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 無線設備の施設及び検査について、航路制限による軽減規定を明記した。
- (2) 一般通信用無線電信等を備える船舶における検査要件を明記した。
- (3) 無線設備の保守実施要領の承認に関する要件を規定した。